〔運転支援機能が搭載された中古車を販売する際の留意点〕

Q. 衝突被害軽減ブレーキを搭載している中古車を広告掲載する際、「自動ブレーキ付」と表示しようと考えていますが、問題ありますか？

A. 「自動ブレーキ」との用語は、いかなる状況においても自動で停止する機能であるかのように消費者に誤認（過信）されるおそれがあるため、使用することができません。あくまでも衝突被害を軽減するためのサポート機能であることが明確に分かるよう、以下の用語を使用して下さい。

⇒ 「被害軽減ブレーキ」、「衝突被害軽減ブレーキ」、「自動（被害軽減）ブレーキ」、「自動（衝突被害軽減）ブレーキ」等

また、被害軽減ブレーキ等の運転支援機能について表示する際は、消費者に対して当該機能の理解促進を図るとともに、誤認（過信）を招くことのないよう、以下の注意喚起表示を、併せて付記して下さい。

≪注意喚起表示≫

以下の①～④の全ての要素を含む内容を表示

① 運転支援機能のため、機能には限界がある旨

② 路面や天候の状況によっては作動しない場合がある旨

③ 機能を過信せず安全運転を心掛けたい旨

④ 詳しい情報の入手先（詳しくは店頭または Web で確認されたい旨）

●正しい表示例

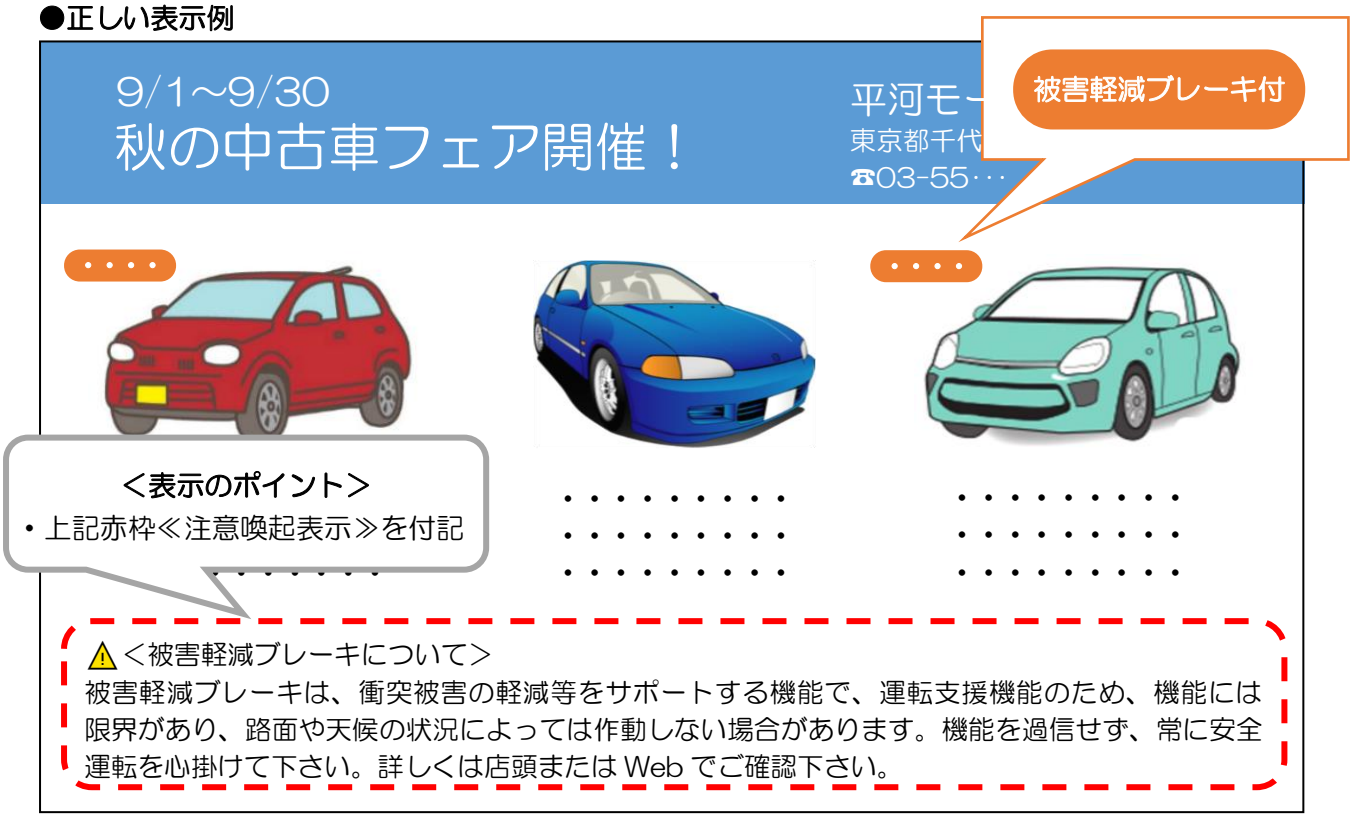

■詳細は「中古車の店頭展示車や広告において、運転支援機能を搭載している旨を表示する際の留意点（AFTC INFOMATION）」をご確認下さい。